

2020年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）（法務区分を除く。）及び同試験（大卒程度試験）（教養区分を除く。）の試験日程延期に伴う受験者の官庁訪問について

令和2年7月8日（水）
各省庁人事担当課長会議申合せ

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえ、2020年度国家公務員採用総合職試験の実施が延期されたことに伴い、「2020年度大学等卒業予定者等の採用について」（令和2年2月12日（水）各省庁人事担当課長会議申合せ）中、「3 2020年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）（法務区分を除く。）及び同試験（大卒程度試験）（教養区分を除く。）受験者の官庁訪問」は、各省庁において十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、特に地方在住受験者の地理的・経済的条件に最大限配慮し、可能な限り訪問機会の平等化を図るとともに、採用内定事務の効率化・円滑化、採用プロセスの透明性や公平性の確保を図るため、以下のとおり取り扱うこととする（別紙参照）。

なお、本申合せは、本年度に限り特別に申し合わせるものである。

- (1) 官庁訪問の開始は第1次試験合格者発表後の7月20日（月）の午前9時以降とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに8月3日（月）から8月11日（火）までの間は官庁訪問を一切行わないこととする。
- (2) 各省庁は、訪問開始日の午前9時までの間は、面接等の選考活動は一切行わないこととする。
- (3) 内々定の解禁は8月21日（金）午前9時以降とする。
各省庁は、内々定の解禁が最終合格発表後とされていることを踏まえ、官庁訪問の対応を行うこととする。
なお、8月21日（金）午前9時は内々定の解禁時刻であり、実際に内々定の通知や関連する事務手続きが行われるのは後刻（8月24日（月）以降を含む。）になる場合もあり得る。
- (4) 各省庁においては、受験者に対し、
 - ① 訪問開始日（7月20日（月））から7月22日（水）までの間及び7月28日（火）から7月30日（木）までの間は、受験者が訪問した同一省庁に同一期間内は訪問しないこと及び各期間における受験者の訪問省庁数が3省庁までとなること
 - ② 受験者が7月20日（月）から7月22日（水）までの間に訪問した省庁を7月28日（火）から7月30日（木）までに再度訪問する場合は、7月20日（月）に訪問した者が7月28日（火）に、7月21日（火）に訪問した者が7月29日（水）に、7月22日（水）に訪問した者が7月30日（木）に訪問すること（ただし、受験者の事情により、これらの日に訪問することができない場合は、受験者の事情を十分に勘案する。）

を徹底するとともに、これに従わない受験者には、当該省庁の職員は会わないこととする。

- (5) 各省庁は、第1次試験合格者発表日以降も、土曜日、日曜日及び祝日並びに第2次試験日（筆記）の翌日は、予約に係る接触を除き、受験者とは電話、メールを含めいかなる接触も行わないこととする。
- (6) 各省庁は、(4)及び(5)の制限を遵守した上で、受験者が7月28日（火）から7月30日（木）までの間に訪問した省庁を7月31日（金）に再度訪問することは妨げないものとし、官庁訪問期間中に訪問した省庁を8月21日（金）に再度訪問する予定の者が、再度訪問する予定の省庁以外の省庁を8月12日（金）以降に訪問することのないように努めることとする。
- (7) 各省庁は、受験者が訪問する日時によって不利益な取扱いをしないことを徹底する。
- (8) 官庁訪問は予約制を原則とし、以下に掲げる期間に対応する官庁訪問の日を、電子メール、ウェブシステム等の多数の受験者が同時に申し込むことが可能な方法に限り、予約を受け付けることができる。
 - ① 7月17日（金）午前9時から7月19日（日）までの各省庁が指定する期間に、7月20日（月）から7月22日（水）までの期間に係る官庁訪問の予約を受け付けること
 - ② 7月22日（水）から7月27日（月）までの各省庁が指定する期間に、7月28日（火）から7月30日（木）までの期間に係る官庁訪問の予約を受け付けること（各省庁が必要と認める場合に限ることとし、7月20日（月）から7月22日（水）までに予約した省庁を訪問した受験者であって、当該省庁から(4)②に基づいて訪問する日を指定された者を除く。）
 - ③ 7月30日（木）の各省庁が指定する時間に、7月31日（金）の官庁訪問の予約を受け付けること（各省庁が必要と認める場合に限ることとし、7月28日（火）から7月30日（木）までに訪問した省庁を7月31日（金）に再度訪問する者を除く。）
 - ④ 7月31日（金）以降の各省庁が指定する期間に、8月12日（水）以降の官庁訪問の予約を受け付けること（各省庁が必要と認める場合に限る。）

また、受験者に対する官庁訪問の日時などの連絡は、大学の講義への出席や他省庁の官庁訪問への希望などの受験者の事情に十分配慮した上で、予約を受け付けた当日中に行うように努め、その際、受験者から連絡した日時の諾否を速やかに返信してもらうものとする。

受験者が訪問を希望する省庁の予約日が他の訪問を希望する省庁の予約日と重なる場合、受験者が当該予約日に訪問する省庁を選択するものとし、各省庁は、受験者から予約日を変更したいとの要望を受けたときは適切に対応することとする。

①及び②の予約期間において、同一日に複数省庁の予約が重複し、予約期間中に調整できなかった受験者が、各訪問期間中の最終日の前日までに官庁訪問を希望する旨を申し出てきた場合、各省庁は、(4)①に留意しつつ、それを受け付けること。

各省庁は、官庁訪問の予約を受け付ける場合には、あらかじめ、その旨及び予約の

受付等の方法について、ホームページ及びその他の方法で、受験者に対する的確に情報を提供しなければならない。

- (9) 官庁訪問開始後の各日における訪問開始時刻は午前9時以降とする。
- (10) 新型コロナウイルス感染症予防対策の観点や遠隔地から訪問する受験者の交通事情等を十分に勘案するとともに、受験者間の公平性を配慮した上で、ウェブ面接等を積極的に活用することとし、第1クールはウェブ面接等を用いる。この際、各省庁においては、受験者に対し、ウェブ面接等であっても1日1省庁に限ることを徹底し、これに従わない受験者には、当該省庁の職員は会わないこととする。

また、受験者間の公平性を担保するため、ウェブ面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより学生の評価に差がつかないように最大限の配慮をする。

各省庁は、対面による官庁訪問を行う場合は、必要最小限の範囲で行うことに努め、訪問した受験者への対応においては、受験者の体温の申告、換気の実施及び座席の間隔の確保など徹底した新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた上で、面接回数や待ち時間の縮減、予約制による集合時刻や集合場所の分散など訪問の効率化・円滑化に取り組む。

以 上

2020年度総合職試験の日程の再延期に伴う官庁訪問のスケジュール

月	7月														8月																																																	
日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日	～	11日	12日	～	20日	21日	22日	23日	24日																																			
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		火	水		木	金	土	日	月																																			
予約	<p>①の期間における官庁訪問の予約期間</p> <p>・受験者に対する官庁訪問日時などの連絡は、受験者の事情に十分配慮した上で、予約を受け付けた当日中に行うように努め、その際、受験者から連絡した日時の諾否を速やかに返信してもらうものとする。</p>														<p>②の期間における官庁訪問の予約期間</p> <p>（各省庁が必要と認める場合に限ることとし、①の期間に予約した省庁を訪問した受験者であって、当該省庁から訪問日を指定された者を除く）</p>										<p>③の期間における官庁訪問の予約期間</p> <p>（各省庁が必要と認める場合に限ることとし、②の期間に訪問した省庁を再度訪問する者を除く）</p>										<p>④の期間における官庁訪問の予約期間</p> <p>（各省庁が必要と認める場合に限る）</p>																													
	<p>同一日に複数省庁の予約が重複し、予約期間中に調整できなかった受験者が、各訪問期間中の最終日の前日までに官庁訪問を希望する旨を申し出てきた場合、各省庁は、それを受け付ける</p>																																																															
官庁訪問等	<p>訪問の予約が可能（午前9時以降）</p> <p>【第1次試験合格者発表日】</p>														<p>①</p> <p>・同一省庁への訪問はこの期間に1回とし、計3省庁までの訪問を徹底</p> <p>・この期間の官庁訪問はウェブ面接等を用いる</p>										<p>官庁訪問禁止</p>										<p>②</p> <p>同一省庁への訪問はこの期間に1回とし、計3省庁までの訪問を徹底</p> <p>7/20訪問者は7/28 7/21訪問者は7/29 7/22訪問者は7/30</p>										<p>③</p> <p>官庁訪問禁止</p>										<p>④</p> <p>（各省庁が必要と認める場合に限る）</p>									
															<p>移動日（必要に応じて）</p>										<p>第2次試験（面接）</p>										<p>内々定解禁（午前9時）</p> <p>【最終合格者発表日】</p>																													